

草津市都市計画審議会協議会 会議録

■日時：

令和5年8月1日（火）10時00分～12時00分

■場所：

草津市役所4階 行政委員会室

■出席委員：

塚口委員、宮本委員、吉川委員、北村委員、井澤委員、中瀬委員、服部委員、井上委員、川瀬委員、西村（隆）委員、西村（耕）委員、金網委員

■欠席委員：

喜多委員、西川委員

■事務局：

都市計画部 一浦部長、杉田総括副部長

都市計画課 西田課長、三浦課長補佐、清水主査、廣畑主査、中村主事

■傍聴者：

0名

1. 開会

- 開会にあたって、一浦部長より挨拶

2. 協議

（1）草津市立地適正化計画の見直しについて

●事務局

<資料1～資料6について説明>

●委員

- ・県が公表している家屋倒壊等氾濫想定区域における河岸浸食の恐れがある区域の抽出方法はどのようなものか。

●事務局

- ・想定最大規模の降雨が発生した場合に河岸浸食の恐れがある区域について抽出されている。
- ・想定最大規模の降雨とは、昭和28年9月に発生した台風13号の降雨量を基に計算

した想定雨量である。

●委員

- ・一般論として危険ということではなく、これまでの河川整備の経過を踏まえて検討するべきである。

●委員

- ・河川の維持管理について、県と市で取り決めがあるか。浚渫等の維持管理を継続的に行うことで、河岸浸食の恐れのある区域を狭めることができると考える。

●事務局

- ・県管轄である草津川においては浚渫工事を実施されていない状況ではあるが、毎年、市から県に対し浚渫等の維持管理について要望しており、今後も引き続き強く要望していく。

●委員

- ・資料4 50ページ、51ページに対策を示されているが、具体的にいつ実施されるのか。

●事務局

- ・資料に記載している対策については、市の整備計画に挙げている項目もあり、順次実施していくものである。
- ・草津川流域はある程度整備がなされた改修河川となるため、現時点で改修計画は想定されていない。

●委員

- ・資料4 14ページに県の考えとして危険箇所について抽出されているが、直線部分の一部だけが危険箇所として抽出されている理由は何か。また赤点で囲まれている2箇所が他の区間と比べて本当に危険なのか。

●事務局

- ・資料4 14ページに示している緑全線が河岸浸食の恐れがある区域となっている。その中で、赤点で囲っている2箇所については居住誘導区域を示しているものになる。

●委員

- ・河川工学に関して専門知識をお持ちの方の意見を聞いて判断するのは如何か。

●事務局

- ・草津川の危険施・安全性について専門知識をお持ちの方に確認させていただく。

●委員

- ・資料4 14ページで危険箇所について県の考えが示されているが、専門的な内容でもあるので県との協議の上、決定していくべきではないか。

●事務局

- ・危険箇所については専門知識をお持ちの方に確認し、県が示す危険箇所から居住誘導区域を除外するかどうかについて、都市計画審議会の中でご議論いただきたい。

●委員

- ・資料4 13ページと45ページを重ねたような資料があれば、居住誘導区域から除外される区域が分かりやすく見えるようになると思う。
- ・見せ方として、わかりやすいように考えていただきたい。

●委員

- ・資料4 5ページのL1、L2に記載のシミュレーションの際に用いる数字が赤字で示されていることは、これまでに見直しがなされたことを示しているのか。

過去から使われている数字であれば、近年、数十年に1度の災害が頻発化している中、この数字（100分の1、1,000分1の降雨）が適切なものか、その評価についてお聞きしたい。

●事務局

- ・赤字については、わかりやすくマークアップの意味で赤字としている。シミュレーションの際、全国的に用いられている数値をもとに作成している。それ以上
の確率で発生する降雨の想定については、県で公表されている地先の安全度マップより
引用し、資料4 8ページに記載している。

●委員

- ・資料4 46ページに記載の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の周辺にも大きな建物や住宅街が位置しているが、居住誘導区域に残すことで問題ないか。

●事務局

- ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が非常に警戒度の高い区域とし、その周辺として土砂災害警戒区域（イエローゾーン）とされているため、さらにその周辺地において居住誘導区域から除外することは考えていない。

●委員

- ・資料4 49ページに災害リスクの低減と回避について記載があるが、地震や液状化等に対するハード整備は、資料内に記載されているか。

●事務局

- ・液状化に対するハード整備は資料内に記載はないが、地震への対策として、密集市街地の改善に向けた市街地再開発事業の推進、公共施設の耐震等による対策や公園緑地の確保による避難場所の確保、無電柱化事業の推進によるリスクの低減等について記載している。

●委員

- ・公園緑地の確保は災害への対策ではなく、都市機能誘導区域に関する内容ではないか。

●事務局

- ・都市機能としてオープンスペースを確保することを説明させていただいたが、草津川跡地公園基本計画では防災の要素を盛り込んだ公園として位置付けられている。

●委員

- ・公園に来られる方が増えている中、公園が都市機能誘導区域に含まれることで、市民の交流の観点からも意義を感じる。

●委員

- ・防災指針について、全国事例を見ていても河岸浸食の恐れのある区域については居住誘導区域から除外されている市町村が過半数を占めている。同様に河岸浸食の恐れのある区域は居住誘導区域から除外すべきと考える。
- ・都市機能誘導区域の設定において、公園やグリーンインフラを取り入れていることは先進的であり、草津川跡地公園が都市機能誘導区域に含まれることは賛成である。
- ・草津川跡地公園の中に予定されている誘導施設があるのか。

●事務局

- ・草津川跡地公園基本計画では、誘導施設としてスポーツ施設や子育て支援施設等が予定されている。

(2) 市街化調整区域における地区計画制度運用基準の改正について

- 事務局

<資料7～資料9について説明>

- 委員

- ・今回の改正で規制が緩和され、企業誘致につながればと考えているが、今後、企業等の進出状況を見て、必要に応じて見直しをお願いしたい。

- 委員

- ・現在、草津市内の市街地の中で空いている土地をどう運用していくのかを優先させるべきかと思うが、いかがか。

- 事務局

- ・例えば駅前の旧まちづくりセンター跡地や警察署跡地の土地利用について中心市街地活性化基本計画の次期計画の中で考えていきたい。

3. 閉会

- 閉会にあたって、杉田総括副部長より挨拶

以上